

業務委託仕様書

1 業務名称

日本のひなた宮崎国スポサッカー競技リハーサル大会会場設営撤去等業務

2 目的

日本のひなた宮崎国スポサッカー競技リハーサル大会（以下、「大会」という。）を安全かつ円滑に運営するとともに、仮設物等の適正配置、参加者の安全な動線の確保などに配慮した会場設営及び維持管理等を行う。また、日本のひなた宮崎国スポ会場設営業務に向けた検証及び設計業務の修正反映を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

4 履行場所

綾錦原サッカー場他2ヵ所

5 業務内容

- (1) 大会開催に必要な看板及び競技コートを含む仮設物等の作成、調達、搬入・搬出、設営・撤去、保守及び管理業務
- (2) 施設の既存常設物の移動及び既存備品の設営・撤去及び配置転換業務
- (3) 大会終了後の仮設物等の撤去・処分及び原状回復業務
- (4) 上記業務に必要な関係機関への申請及び調整業務
- (5) 日本のひなた宮崎国スポ会場設営業務に向けた検証及び設計業務の修正反映業務
- (6) その他本業務の実施に必要な業務

6 リハーサル大会名及び期間

- (1) 大会名
第62回全国社会人サッカー選手権大会
- (2) 期間
令和8年10月24日(土)から26日(月)まで

7 各業務期間

- (1) 競技会場
綾てるはふれあい広場

所在地	宮崎県東諸県郡綾町大字北俣 445 番地 2
設営作業	令和 8 年 10 月 19 日(月)8 時 30 分から 設営完了まで
保守管理	設営完了後から 令和 8 年 10 月 26 日(月)の大会終了まで
撤去・原状回復	大会終了後から 令和 8 年 10 月 28 日(水)17 時 00 分まで
設計修正業務	大会終了後から 令和 9 年 2 月 26 日(金)17 時 00 分まで

綾錦原サッカー場

所在地	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 2921 番地
設営作業	令和 8 年 10 月 19 日(月)8 時 30 分から 設営完了まで
保守管理	設営完了後から 令和 8 年 10 月 26 日(月)の大会終了まで
撤去・原状回復	大会終了後から 令和 8 年 10 月 28 日(水)17 時 00 分まで
設計修正業務	大会終了後から 令和 9 年 2 月 26 日(金)17 時 00 分まで

小田爪多目的競技場

所在地	宮崎県東諸県郡綾町大字北俣 3765 番地
設営作業	令和 8 年 10 月 19 日(月)8 時 30 分から 設営完了まで
保守管理	設営完了後から 令和 8 年 10 月 26 日(月)の大会終了まで
撤去・原状回復	大会終了後から 令和 8 年 10 月 28 日(水)17 時 00 分まで
設計修正業務	大会終了後から 令和 9 年 2 月 26 日(金)17 時 00 分まで

8 仮設物等の仕様

- (1) 仮設物等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において、設計図書等（仕様書、特記仕様書、会場配置図及び諸室指示書等）に記載のものと同等品以上のものとする。
なお、製品に指定がある場合は指定されたものを使用し、やむを得ず指定された製品

以外のもを使用する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が用意する仮設物等は、会社名を明記するなどして施設備品及び委託者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受託者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、委託者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。
- (4) 「日本のひなた宮崎国スポ」に係る各種デザイン等の使用にあたっては、日本のひなた宮崎国スポ実行委員会が策定した「標章及びマスコット等の使用の手引」、「標章及びマスコット等使用取扱規程」等を遵守すること。
- (5) 大会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の備え付け及び点検補充を行うこと。
- (6) OA機器を含む精密機械に不具合が生じた場合には速やかに復旧、又は代替品に交換すること。

また、大会期間中に会場等が無人となる時間帯(夜間など、設置するOA機器の管理に配慮が必要であると考えられる時間帯)は、機器を会場建屋内に一時的に収容する等、事故又は盗難等を防止するための管理を行うこと。なお、この管理のため配線を一時的に外した場合は、当該時間終了後に速やかに再配線及び機能確認を行い、大会に支障をきたさないこと。

- (7) 看板の表記内容は、調整中であり未決定のものが含まれるため、契約後に町と調整の上、作成すること。また、看板の配置場所についても町と事前に調整することとする。

9 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の実施に際し、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について、関係機関と事前に協議を行い、以降の設営業務がスムーズに実施できる環境を整えること。また、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出及び申請に伴う費用は受託者の負担とする。

10 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、本業務に熟知・熟練し、作業判断を下せる現場責任者及び作業員等を競技会場に常駐させ、十分な安全対策施し、円滑かつ安全で効率的に業務を遂行すること。

11 設営及び撤去

- (1) 設営については、設計図書等(仕様書、特記仕様書、会場配置図及び諸室指示書等)により行い、委託者及び当該会場施設管理者と十分協議した上で実施にあたること。また、必要に応じて詳細設計図を作成すること。

- (2) 設営について、委託者と協議した上で図面等の設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面等の作成においては、PDF 等で表示可能なもので作成すること。
- (3) 委託者が手配した備品及び会場施設の備品等を使用する場合は、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行うこと。
- (4) 看板・サインの設営・撤去については、町実行委員会で準備するものは指定する保管場所から搬出・搬入を行うこと。また、町実行委員会の指示に従い、設置・撤去を行うこと。なお、設置・固定に係る費用は受託者の負担とする。
- (5) 仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイトもしくは杭木等堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態では設置不可能な場合は、委託者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。
- (6) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (7) 設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受託者の負担とする。
- (8) 設営及び撤去業務完了後、速やかに委託者に報告し、委託者の確認を受けること。
- (9) 受託者は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (10) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。
- (11) 同一会場で並行して作業を行う他の業者等がある場合、工程調査を事前に十分に行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。

12 保守・管理

- (1) 仮設物等は、常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて移設、修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (2) 荒天により、継続して設営が困難であると考えられる場合は、委託者と協議の上、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って委託者の指示により再度設営をすること。
- (3) 保守・管理に従事する者は、識別用品(委託者が貸与する AD カード等)を着用すること。

13 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の管理
 - 労働者の安全、衛生管理、整理整頓、公害防止及び周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守

- ア 構内に駐車できないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。
- イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人の安全対策等を講じること。

(3) 既存施設等の保護

- ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。施設備品及び委託者の所有備品等については適切に取扱い、破損又は汚損を防ぐこと。また、破損又は汚損した場合は、速やかに委託者に報告し、受託者の責任により原状回復すること。
- イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生すること。

(4) 緊急対策

- 仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

- 受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急又はやむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。

(6) 損害・事故責任

- 本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき理由を除き、委託者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

- 労働災害保険、賠償責任保険及び動産総合保険等の業務上必要となる保険に加入すること。

14 法令及び条例等の遵守

- 受託者は、本業務の履行に係る法令及び条例等を遵守すること。また、それらに基づく許認可及び有資格者の配置等について、適切に対応すること。

15 提出書類

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表（任意様式）
- イ 契約金額内訳明細書（任意様式）

- ウ 委託業務着手届
 - エ 現場代理人等選任届
 - オ 業務履行体系図（組織図）及び緊急電話連絡体制図（任意様式）
 - カ 労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の写し
 - キ 詳細設計図(電子データ含む)
 - ク その他委託者が指示するもの
- (2) 業務終了後
- ア 委託業務完了報告書
 - イ 現場撮影写真電子データ（設営前・設営後・撤去後）
 - ウ 日本のひなた宮崎国スポサッカー競技綾町会場設営業務設計図書等
 - エ その他委託者が指示するもの
- (3) 提出期限
- 契約期間中にすべて提出すること。
ただし、提出可能なものは速やかに提出すること。

16 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、委託者と協議の上、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は、委託者と十分に協議し業務を遂行すること。

17 契約に関する条件等

- (1) 荒天その他の理由により、大会の全期間又は一部期間が中止等になった場合、実際に生じた費用に応じ、相互協議の上、変更契約の対象とする。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、事前に委託者と協議し、書面により承諾を得ること。
- (3) 受託者は、委託者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。